

「令和元年台風第19号埼玉県災害義援金」募集要綱（第4版）

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 趣旨

令和元年10月の台風19号により、県内各地で甚大な被害が生じ、県下48市町村において災害救助法が適用され、被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて埼玉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に災害義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和元年台風第19号埼玉県災害義援金

3 受付期間

令和元年10月17日（木）から令和2年3月31日（火）まで

4 義援金の受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
埼玉りそな銀行	浦和中央支店	普通 5682289	社会福祉法人埼玉県共同募金会
武蔵野銀行	浦和支店	普通 1139305	
埼玉県信用農業 協同組合連合会	本店	普通 0014350	
埼玉縣信用金庫	浦和支店	普通 2318931	
川口信用金庫	北浦和支店	普通 0318628	
ゆうちょ銀行		00170-6- 265864	埼玉県共募令和元年台風第19号災害義援金

※ 埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行及びりそな銀行本支店の窓口及びATMからの振込手数料は無料となります。

※ 武蔵野銀行

同行本支店の窓口及びATMからの振込手数料は無料となります。

※ 埼玉県信用農業協同組合連合会

全国JAの本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※ 埼玉縣信用金庫

同金庫の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※ 川口信用金庫

同金庫の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※ ゆうちょ銀行

同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金は無料となります。

5 現金書留による義援金の受け付け

〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

社会福祉法人埼玉県共同募金会

※ 現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記してください。

※ 個人の方は、郵便料金が免除されます。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、埼玉県へ送金し、埼玉県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年台風第19号埼玉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

【お問合せ先】

社会福祉法人埼玉県共同募金会

〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

TEL : 048-822-4045 / FAX : 048-824-9819

E-mail : 11@akaihane-saitama.or.jp